

河内町省エネ家電買換え補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、省エネルギー性能に優れた家電製品等への買換えを支援し、家庭におけるエネルギー負担の軽減及び温室効果ガスの排出削減を図るため、省エネ家電への買換えをする者に対して、予算の範囲内において河内町省エネ家電買換え補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、河内町補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「省エネ家電」とは、次に掲げる機器をいう。

- (1) 日本産業規格 C9901 に基づく省エネルギーラベルの目標年度が 2027 年度のもののうち、省エネ基準達成率が 100 パーセント以上のエアコン
- (2) 日本産業規格 C9901 に基づく省エネルギーラベルの目標年度が 2021 年度のもののうち、省エネ基準達成率が 100 パーセント以上の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫(以下「冷蔵庫」という。)
- (3) 日本産業規格 C9901 に基づく省エネルギーラベルの目標年度が 2026 年度のもののうち、省エネ基準達成率が 100 パーセント以上のテレビ
- (4) 日本産業規格 C9901 に基づく省エネルギーラベルの目標年度が 2025 年度のもののうち、省エネ基準達成率が 100 パーセント以上のガス給湯器、石油給湯器及び電気給湯器(以下「給湯器」という。)

2 この要綱において「買換え」とは、自らが居住する住宅に現に設置されているエアコン、冷蔵庫、テレビ又は給湯器のうち、一の種別の機器 1 台と引換えに同種の機器 1 台を設置するために機器を購入することをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本町に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により、本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 本人又は本人と同一の世帯に属する者が補助金申請時に町税等(介護保険料を含む。)を完納していること。
- (3) 本人又は本人と同一の世帯に属する者が、この補助金の交付の決定を受けていないこと。

- (4) 補助金の申請を行おうとする省エネ家電の購入費用について、国又は地方公共団体が行う他の補助制度により補助を受けていないこと。
- (5) 省エネ家電へ買い換えるエアコン、冷蔵庫又はテレビを特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)に基づき適正に処理していること。
- (6) 省エネ家電の転売等を目的とした購入でないこと。

(補助対象家電)

第 4 条 補助の対象とする省エネ家電(以下「補助対象家電」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 新品であること。
- (2) 実店舗又は事業所において購入したものであること。
- (3) 自らが居住する町内の住宅に設置するものであること。

2 補助対象家電の台数は、1 世帯につき 1 台までとする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、補助対象家電の購入に要する費用から次に掲げる経費を除いた額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、7 万円を限度とする。

- (1) 省エネ家電への買換えに伴う機器の処理に係る経費
- (2) 商品券やポイントで支払った金額
- (3) 消費税及び地方消費税

2 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助対象家電の購入後 60 日以内に、河内町省エネ家電買換え補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象家電のレシート又は領収書の写し(購入日、購入店舗の名称、型番及び支出の内訳の記載があるものに限る。)
- (2) 申請に係る買換えに伴う機器の処理に係る家電リサイクル券排出者控の写し(給湯器の場合は、買換え前後の状況がわかる写真等)
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第 7 条 町長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及びその額を決定し、河内町省エネ家電買換え補助金交付決定通知書兼振込通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を不适当と認めるときは、河内町省エネ家電買換え補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により補助金の交付及びその額を決定したときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 8 条 町長は、前条第 1 項の規定による決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 9 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 10 条 交付決定者は、エアコン、冷蔵庫及び給湯器にあつては当該交付決定の日から起算して 6 年間、テレビにあつては当該交付決定の日から起算して 5 年間、返品し、譲渡し、交換し、貸し付け、転売し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、天災等による破損等自己の責めに帰すべき事由以外により補助金の交付を受けた機器を処分する場合にあつては、この限りでない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。